

令和元年第3回山北町議会定例会 （9月9日）

議長 皆さん、おはようございます。

本日の会議は9時からという予定ではありましたが、皆さん、御案内のとおり、台風15号の関係で町内、山北町の中の状況確認等、対応等ございましたので、議会会議規則の第9条の2項、議長は必要があると認めるときは会議時間を変更することができるということに従いまして、30分おくらさせていただきます。

御異議はないと思いますけれども、御承知おきをお願いしたいと思います。

そして、この台風15号に関する経過、対応等につきまして、総務防災課長より報告をさせていただきたいと思います。

総務防災課長。

総務防災課長 おはようございます。

議員の皆様におかれましては、会議前にお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。私から台風15号への対応状況等について、報告をさせていただきます。

最初に今回の対応は、6日、金曜日の議会本会議終了後に防災対策会議を開催し、土曜日、日曜日の体制を協議いたしました。8日、日曜日、午前8時30分に2回目の防災対策会議を開催し、横浜気象台が発表する大雨注意報移に留意しつつ、避難所4カ所を開設することを決定いたしました。4カ所は生涯学習センター、共和集会場、清水支所、三保支所で午後4時30分に警戒レベル3、避難準備、高齢者等避難開始を発令いたしました。これは、8日夜遅くから9日未明にかけて強い雨の予報が出ておりましたので、要配慮の方がその前に避難行動がとれるように早目早目の発令といたしました。

町民の皆様への周知は、防災無線2回、あんしんメール、tvkデータ放送、また、神奈川県災害情報システムに入力することで、最新の情報をテレビのテロップやスマホの災害情報に公開いたしました。

町内で避難された方は4世帯6名でいずれも生涯学習センターに避難されました。台風の中心は9日午前3時前に、三浦半島付近を通過しましたので、朝方までには避難者の方は全員帰宅されました。そのため、本日午前6時を

もって避難所を閉鎖することを決定いたしました。

町内の降水量でございますが、役場の雨量計で累計 103 ミリ、最も大きかった篤沢で 225 ミリを記録いたしました。また、今回の台風は暴風域を伴った強いもので、関東の多くのところで災害瞬間風速が 30 メートルを超え、千葉市が 57.5 メートル、横浜市で 41.8 メートルを観測いたしました。そのための町内の被害等の状況につきましては 1 件ございます。それは、尺里高松線で倒木があり、通行に支障をきたしておりましたが、早朝に倒木の撤去を行い、現在は車両の通行が可能となっております。その他、町営住宅や公共施設の被害状況の報告はされておられません。

私のほうからの報告は以上でございます。

議 長 今回の対応につきましては、町長、執行者を初め職員の皆さんが避難所開設の事前対策、そして、その後の対応に大変ありがとうございました。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前 9 時 30 分)

議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 46 号、山北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 46 号、山北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 5 日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の改正等に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 それでは、議案第 46 号について御説明申し上げます。

2 枚目をお開きください。

山北町印鑑条例の一部を改正する条例。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、住民基本台帳法施行

令等の一部改正に伴い、本町の印鑑条例の一部を改正する必要が生じたもので、氏の変更があった者が住民票に記載された旧氏を印鑑登録原票や印鑑登録証明書に記載するよう改正するほか、近年の社会情勢に鑑み、性別を記載しないよう改正するとともに、その他条例中の文言の整理を行うものです。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目をごらんください。

第2条、第1項につきましては、印鑑登録を受けることができる者の規定を印鑑登録証明事務処理要領と同様の文言に修正するものでございます。

第4条、第1項、第1号及び第2号につきましては、印鑑登録証明事務処理要領と同様に「登録」を「記録」に改めるほか、登録する印鑑について、住民基本台帳法施行令で新たに規定する旧氏での登録ができるよう規定を追加しました。

新旧対照表の2ページ目をごらんください。

第6条、第4号につきましては、印鑑登録原票について、住民票に旧氏の記載がされている場合は、旧氏を記載する規定を設けるもので、同条第5号につきましては、性的少数派の方々への配慮などから男女の別の記載を削除することとし、同条第6号及び第7号につきましては、第5号の削除に伴い、それぞれ1号ずつ繰り上げるものであります。

第13条、第1項につきましても、第6条第5号の削除により第6号を第5号に改めるものでございます。

第17条第1項、第4号につきましては、新旧対照表の3ページ目をごらんください。

登録されている印鑑が氏または名の変更により、氏または名をあらわしていないもの。これは、この条項で規定する登録を抹消するものに該当するのですが、そこへ新たに旧氏も対象とするというものです。

それでは、2枚目にお戻りください。

附則。この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第6条第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする改正規定及び第13条第1項の規定は、令和元年10月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第46号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御
異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第46号を採決いたします。原案に賛成者は起立を願
います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第46号は原案どおり可決されました。
日程第2、議案第47号、令和元年度山北町一般会計補正予算(第2号)に
ついて、議題といたします。
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第47号、令和元年度山北町一般会計補正予算(第2号)。
令和元年度山北町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによ
る。
歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3
億378万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億
4,613万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表、地方債の補正」によ
る。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは普通交付税
の確定による地方交付税2億860万4,000円及び前年度繰越金の確定による繰
越金7,826万6,000円の増額であり、歳出の主なものはプレミアム付商品券事
業4,500万円及び生涯学習センター維持管理事業3,530万円の増額で、歳入歳
出総額をそれぞれ3億378万3,000円、増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長

それでは、議案第47号、令和元年度山北町一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、1款町税から22款環境性能割交付金まで合計3億378万3,000円の増額で、補正後の予算額は、50億4,613万1,000円となるものでございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

次に歳出でございます。

歳出は、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

6ページ、7ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございます。地方債につきましては、臨時財政対策債が確定により借入限度額を2億4,500万円から1億9,111万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

最初に歳入でございます。

1款町税、3項軽自動車税、2目環境性能割は31万5,000円の増額です。説明欄の現年度課税分は、環境性能に応じて課税される新税の軽自動車分でございます。

次に、2款地方譲与税、3項森林観光譲与税、1目森林環境譲与税は641万9,000円の補正です。森林面積等に応じて、今年度から配分をされるものでございます。

次に、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金は307万3,000円の補正です。説明欄の住宅減税特例交付金は確定により111万7,000円の増額、自動車等減税特例交付金は環境性能割における消費税増税対策の軽減分を国が補填するもので、195万6,000円の増額でございます。

次に、2項1目子ども・子育て支援臨時交付金は、1,795万9,000円の増額です。幼児教育無償化は、消費税増税分を財源といたしますが、初年度につきましては、消費税が間に合わないの国が臨時交付金として補填をするも

のでございます。

次に、10款地方交付税ですが、普通交付税の確定により2億860万4,000円の増額でございます。これにつきましては、税収の減による基準財政収入額の減、基準財政需要額の単位費用の増などにより普通交付税が確定により増額となったものでございます。

続きまして、12款分担金及び負担金の1項負担金、1目民生費負担金は1,384万9,000円の減額です。

説明欄に記載の保育所保育料現年度町内分などは、幼児教育無償化により10月以降の保育料を減額するものでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料は202万6,000円の減額です。こちらも幼児教育無償化により10月以降の幼稚園保育料を減額するものでございます。

14款の国庫支出金です。

12ページ、13ページをお開いただきたいと思います。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は900万円の増額です。説明欄に記載のプレミアム付商品券事業の補助金で、1,800人分のプレミアム分で10分の10の補助でございます。

次に、6項社会資本整備総合交付金は22万1,000円の増額でございます。

説明欄に記載の住宅・建築物安全ストック形成事業は、ブロック塀除去に伴う補助金で3件追加になったものでございます。補助率は2分の1でございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費金補助金は91万8,000円の増額です。説明欄の民生・児童委員活動費1万6,000円は、改選に伴い推薦会が1回追加になったことによる増額でございます。

その下の市町村障害福祉事業推進補助金90万2,000円は、もともと神奈川県市町村推進交付金として、一括交付されていましたが、制度になじまないために今年度から一括交付金から除外をされたものでございます。

5目商工費補助金は、30万円の増額で地域づくり活動助成金として、新たなキャラクター制作が補助対象となったものでございます。

10目市町村自治基盤強化総合補助金193万8,000円の増額は、洒水の滝遊歩

道整備の用地費が補助対象となったため、増額をするものでございます。

11目神奈川県市町村事業推進交付金は6万4,000円の減額です。説明欄の神奈川県市町村事業推進交付金ソフト分は、90万2,000円の減額で、先ほどの一括交付金から障害者分が除外されたことによる減額でございます。ハード分83万8,000円は、沢見沢林道改修の補助金を追加するものでございます。

次の3項委託金、3目商工費委託金は43万3,000円の増額でございます。説明欄に記載の丹沢湖記念館等管理委託金でダムカードが人気のため、事務量の増や消費税の増による委託金の増でございます。

次に、16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は296万9,000円の増額です。説明欄の土地売払収入は、排水路敷など4件を払い下げたものでございます。

3項、物品売払収入は3,600万円の増額です。説明欄の商品券売払収入で商品券の本体分2万円を1,800人分でございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金の2節社会教育費寄附金は図書関係に1件7万円の寄附がありました。歳出で御説明いたしますが、図書室にDVD等を購入するものでございます。

4目農林水産業費寄附金、1節農業費寄附金は農道維持管理に50万円寄附をいただいたものでございます。

18款の繰入金ですが、14、15ページをお開きいただきたいと思っております。

1目介護保険事業特別会計繰入金417万円と2目後期高齢者医療特別会計繰入金7万3,000円につきましては、平成30年度分の清算に伴い、繰り入れをするものでございます。

次に19款繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い7,826万6,000円増額補正するものでございます。

次に、20款諸収入、4項雑入、1目雑入は20万2,000円の増額です。

2節給食費収入35万1,000円は、町外から受託している児童から月4,500円の給食費を徴収するもので、説明欄の保育所管外受託児童給食費は8人分、認定こども園管外受託児童給食費は5人分、いずれも10月から半年分を見込むものでございます。

3節公務災害補償金、2万9,000円は30年度の臨時職員の公務中のけがの補

償金でございます。

5 節雑入、17万8,000円の減額は、消防団員退職報償金で退職団員が11人から10人となったため、減額をするものでございます。

21款町債、1 項町債、5 目臨時財政対策債は確定により5,388万2,000円を減額するものでございます。

次に、22款環境性能割交付金は217万4,000円の増額です。新たに10月から環境性能に応じて課税される普通自動車等の分で、市町村道の延長や面積で按分され、交付をされるものでございます。

16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は281万8,000円の増額です。説明欄の人件費は、台風10号の対応職員の時間外勤務手当など69万6,000円でございます。

次の臨時職員経費209万2,000円は産休代替職員等2名分の賃金と旅費でございます。

次の公務災害補償事業3万円は歳入でございました30年度の臨時職員の公務災害の補償分でございます。

次に5目財産管理費は、1億229万8,000円を増額するものでございます。説明欄の庁舎等管理事業の修繕費149万8,000円については、庁舎の冷温水器等の修繕でございます。財産管理事業の修繕費80万円は、自治会要望など、認定外道路等の補修でございます。

次の基金管理事業の積立金ですが、土地開発基金3,000万円については、小田原市消防山北分署の建てかえのための用地を来年度以降購入されるための積み立てでございます。

公共施設整備基金5,000万円は、今後の施設の老朽化への対応のため積み立てるもので、ふるさと創生基金2,000万円は今後の河村城址の整備のために積み立てておくものでございます。

次に7目企画費は63万3,000円の増額です。説明欄の政策調整事業の26万4,000円は交流のある村上市、旧山北町でございますが、大きな地震に見舞われたため、足柄茶100ケースを送ったものでございます。

次の地域振興推進事業の路線バス運行事業補助金36万9,000円は、富士急湘南バスの西丹沢路線維持のため、赤字補填をするものでございます。

15目定住総合対策事業費28万7,000円の増額は、説明欄のお試し住宅の修繕費で、ホテルの家の浴室のタイルを修繕するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

16目地方創生事業211万7,000円の増額は、今年度で山北町人口ビジョン総合戦力の計画期間が終了するため、次期の総合戦力を策定するための会議の開催経費と人口ビジョン総合戦力の策定指針を委託する経費でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は4,503万8,000円の増額です。説明欄の民生・児童委員活動事業3万8,000円は、改選に伴い、推薦会を1回追加開催するものでございます。

プレミアム付商品券事業4,500万円は、2万5,000円分の商品券1,800人分でございます。

次の5目障害者福祉費5万2,000円の増額は、説明欄の在宅障害者福祉対策推進事業の障害者地域生活サポート事業補助金で、対象者が3人から4人になったため、増額をするものでございます。

7目介護保険事業特別会計繰出金14万6,000円の増額は、システム改修の町負担分の確定などによるものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は59万1,000円の増額です。説明欄の子育て支援事業の委託料41万4,000円の減額は入札の執行残でございます。

次の子育てのための施設等利用給付100万5,000円は、幼児教育無償化による私立の園の預かり保育や認可外保育施設を利用する8人分の利用料を負担するものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は518万6,000円の増額です。説明欄の健康福祉センター管理事業のLED蛍光灯交換工事は、1階から3階の蛍光灯をLEDに交換する工事でございます。

次の管理備品購入費8万1,000円は、健康福祉センターの西側に大時計を設置するものでございます。

次の3目環境衛生費は73万6,000円の増額です。説明欄の環境保全事業の

P C B調査業務委託料30万4,000円は、旧地域作業場ほか6カ所のP C Bの調査を実施するものでございます。

次の地区水道助成事業43万2,000円は、嵐地区、高松地区の水道施設整備に対し助成をするもので、補助率は2分の1でございます。

2項清掃費、2目じん芥処理費は134万2,000円の増額で、職員の退職により臨時職員を雇用するための賃金、旅費、保険料でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は74万8,000円の増額です。説明欄のオリーブ街路樹整備工事は、ぐみの木公園の脇、約60メートルにオリーブを約30本植えるものでございます。5目農地費は299万5,000円の増額です。

22ページ、23ページをお開きください。

一番上の測量設計業務委託料49万5,000円は、土佐屋敷農道の分筆登記業務委託でございます。

次の橋梁点検等業務委託はえびたけ2号橋の塗料P C B調査をするものでございます。農道、用水維持管理工事150万円は歳入で御説明しました寄附金で中山農道等の補修をするものと、その他は自治会要望に対応するものでございます。

2項林業費、1目林業総務費は44万円の減額で、県森林協会に県の森林環境譲与税が充当されるため、県森林協会負担金が減額となるものでございます。

2目林業振興費は875万4,000円の増額です。説明欄の林道新設改良工事815万4,000円は沢見沢林道の改修、滝沢高松作業道の補修、箒沢林道の改修などを実施予定でございます。

次の林業支援金60万円は、安全対策として、高性能土どめ柵の設置に対し助成をするものでございます。

森林環境譲与税は、全額林業振興費に充当しているものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は116万1,000円の増額です。説明欄の観光施設維持管理事業の修繕費50万円は中川バーベキューセンターの受水槽ほか3カ所のトイレなどを修繕するものでございます。

次の丹沢湖周辺地域清掃及び施設等管理費補助金は、環境整備公社に対す

る助成で、歳入で御説明しましたダムカード配付による事務量の増加分などとして、43万4,000円を助成するものでございます。

次の河内川ふれあいビレッジ管理運営事業の修繕費22万7,000円は浄化槽のポンプを修理するものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は12万4,000円の増額で説明欄に記載の測量機器や重機などを借り上げるものでございます。

24、25ページをお開きください。

1目道路維持費は776万8,000円の増額です。説明欄の町道維持補修事業の修繕費は自治会要望などに対応するものでございます。橋梁点検等業務委託料は、安洞橋、嵐橋の橋梁PCB調査を行うもので、工事請負費、原材料費につきましては、自治会要望などに早期に対応するものでございます。

2目道路新設改良費は264万6,000円の増額です。説明欄の道路新設改良事業、測量設計業務委託料は、塩沢線の測量業務の執行残を177万9,000円減額して、ぐみの木松原先線の修正設計、河川協議資料の作成264万6,000円を増額するものでございます。道路新設改良工事177万9,000円は、町道塩沢線改良工事を増額するものでございます。

3項河川費、1目河川維持費20万円の増額は、台風等に対応するものでございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費は44万4,000円の増額です。説明欄のブロック塀除却費補助金は3件増加したことによるものでございます。

2目都市公園費は442万8,000円の増額です。説明欄の修繕費37万1,000円は河村城址公園の公衆便所の浄化槽等の修繕でございます。都市公園改修工事395万7,000円は、ぐみの木近隣公園のテニスコートの人工芝の張りかえと花壇を整備するものでございます。次の備品購入費10万円はドッグパークの案内板を設置するものでございます。

26、27ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費17万8,000円の減額です。説明欄の退職消防団報奨金は退職団員が11人から10人になったため、減額をするものでございます。

5目防災対策費37万1,000円の増額は、説明欄の自主防災対策事業の自主

防災対策助成金で、自主防災会からの要望が増となったために対応するもの
でございます。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は143万6,000円の増額
です。説明欄の臨時職員の旅費35万6,000円は、想定より遠方の職員を採用し
たための増でございます。次の子育てのための施設等利用給付108万円は、幼
児教育無償化により、私立の幼稚園に通う7人分を負担するものでございま
す。

2項川村小学校費、1項学校管理費は27万5,000円の増額で、説明欄の修
繕費27万5,000円はB棟の教室の雨漏り等の修繕でございます。

4項山北中学校費、1目学校管理費は28万4,000円の増額で説明欄の修繕
費は、音楽室の雨漏りの修繕でございます。次の3目給食費の11万5,000円の
増額は説明欄の修繕費で、これは回転釜の修理でございます。

28、29ページをお開きください。

6項社会教育費、4目生涯学習センター費は3,537万円の増額です。説明欄
の生涯学習センター維持管理事業の空調機器更新工事は図書室ほか8部屋の
空調機器を更新するものでございます。次のLED蛍光灯交換工事は、館内
の蛍光灯をLEDに交換をするものでございます。次の図書室運営事業の図
書購入費7万円は、歳入で御説明しました寄附金で、子ども向けDVDなど
を購入するものでございます。

次の7項保健体育費、2目体育施設費30万3,000円の増額は、説明欄の体
育施設建設計画策定業務として、検討会への同席とイメージ図の作成などを
委託するものでございます。

10款災害復旧費ですが、1項農林水産施設災害復旧費及び2項公共土木施
設災害復旧費は、今後の台風等に緊急対応できるよう小災害復旧費をそれぞ
れ増額しておくものでございます。

13款予備費は、7,243万5,000円を増額するものでございます。今後予定さ
れる人事院勧告による人件費の増など、今後の財政需要に対応するため、予
備費に留保しておくものでございます。

30、31ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書でございます。民生・児童委員推薦会などの報酬の増額や台

風10号対応の一般職の時間外勤務手当の増などでございます。後ほど、お目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第47号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

8番清水明議員。

8番清水 8番の清水でございます。

29ページの体育施設建設計画策定業務委託料の件で質問いたします。過日、検討委員会が開かれまして、さまざまな意見を聴取されたと思いますが、まず、なかなか正直どんなものができるかということについては、具体化されておきませんが、このイメージ図の作成ということですが、これは、どのぐらいの予算だとか、どのぐらいの規模だとかというようなものが作成する人にあらかじめ提示されないと、なかなかその提示されたほうも、作成するほうも難しいと思うんですが、それについての計画はもうできているんでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えさせていただきます。

過日、8月の末に第1回目の体育施設建設検討委員会が開催されました。その中で、委員の皆様の本当に自由ないろいろな意見を頂戴した中で、委員長が中心となり第1回目の方針、建物のあり形というものをまとめて、第2回目からの委員会を開催するに当たりまして、イメージ図を作成するものでございます。

この30万何がしという金額については、どういった規模のものを建てたいからということで見積もりをとったわけではなく、イメージ図ですので、どちらかというと実施設計とかという、そこまでのものではございません。イメージ図、皆様検討委員会の委員さんがイメージを持っていただけるようなイメージ図を作成するための業務についての委託料でございますので、事前に、これだけの規模のといったお話はしてございません。

議長 清水明議員。

8番清水 いずれ、第2回目の検討委員会が開かれる。それで第1回目の検討委員会

のときには、そのイメージ図が次回は提示をされるというふうなことを聞いておりますが、先ほどもお聞きしましたが、どの程度の予算がつけられるのか、それから例えば1階なのか、2階なのかというふうなことも含めて、それについては、発注するところに提示はされないということでしょうか。

議 長
教 育 長

教育長。

今、検討委員会第1回目を行いまして、それぞれの委員さん方から意見をいただきました。

そういった中で、例えば何階建てとかという話も出まして、5階、6階というような意見も出たことも事実でございます。ただ、皆様方から、やはり土地の利用の仕方、それから駐車場もある程度確保しなきゃいけない、それからいろんな施設も必要だろうという中で、いろんな意見を出しながら、少しまとまってきたということで、それぞれ委員さん方に、もう一度返して、それぞれの団体等の、関係団体の人から代表で来ていただいていますので、その方々から、また意見を吸い上げてつくっていくという、そういう形で、今考えているところでございます。

そういった中で、平屋なのか2階建てなのか、あのときも意見の中では、せいぜい2階建てまでだろうと、それも2階も全面2回建てなのか、一部2階建てなのか、あるいは平面で済むのかどうか、そんなところが、なかなか我々素人では、なかなか難しいので、専門的な業者の人に委員さん方の意見はこうですよという中で、ちょっとイメージ図をつくっていただきたいなというふうに考えてございます。

ですから、総額で、それでいくらだとか、あのときに、もう検討委員会の中で提示してございません。町のほうの考え方の中では、今まで議員さんの中から一般質問とか、いろいろなところで、いろんな町長もお話をしてございますけれども、例えば木造、木質化だとか、そういう町長の発言もございました。あるいは武道的なというような言葉の中での平屋等も考えていると。ですから、ここに5億も10億もつぎ込むような考えは、町としては全くないということで、その辺のところ、例えば1,000万、2,000万でできる施設ではございませんので、大体なところは、大まかなところ1億、2億なのか、その辺のところなのかなというような見通しはつきますけれども、それを何億

もこれにかけるとかというような考え方はしていないことは、これまでの町長の答弁でも皆さんも御承知なのかなというふうに思っています。そういった中で、委員さん方から金額の提示はしてございませんけども、それぞれの中で、例えばあのとき、トレーニングジム、スポーツ推進プランの中で要望等もありました。でも、そこまで設置するのは、なかなか難しいでしょうというような意見の中で、皆さん委員さん方もスポーツジムのものは必要ないだろうというような御意見がまとまると、一つの方向として、まとまったということでございます。

ただ、いろんな体育施設の中で武道だけではなくて、子どもたちの遊び場というか、ボールで遊べるようなそういう施設も必要だろうというような中、あるいは、ある程度の駐車場も確保できる、そういう施設が必要じゃないかなというような話がありましたので、今、清水議員が言われたように、いくらで建てるんだというような、その概算的な金額というのは提示しておりませんし、ある程度のそのようなところは、金額は提示していませんけれども、ある程度のところは御理解いただけるんじゃないかなというふうに思っております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 9 番児玉でございます。今の関連質問になるかと思いますが、同じく29ページの体育施設の関係です。今のイメージ図の話なんですけれども、イメージ図作成に当たり、その第一回の検討会が開催されたといった中で、委員の中から活発な御意見があったといったところですが、先日の一般質問で、ゼロベースで考えるよという話もあったかと思えます。その委員会の中で、やっぱり建物もありきで進んでいるかなという気もするんですが、委員さんのほうから、やっぱりこの建物から、まず建築そのものから考えないみたいな、そういったような、要は更地にするとか、別の何かいろんなアイデア、その辺の意見というのはなかったんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 前回の一般質問の中で、私のほうから答弁させていただきましたけど、全くゼロベースで、検討委員会に全部委ねて、それから吸い上げるということではありませんよということで、ある程度、体育室を建てかえるんですよと

というような話をさせていただきました。

ただ、体育施設といっても、これがいわゆる自治会の集会施設的なもの、そういったある面、多目的なそういったところの用途のものを建てたいということでございまして、話をしてございまして、そのところは委員さん方も御理解いただいているという中で、話を進めていますので、ほかのもの、いわゆる体育的なものでないものというような認識の中で、委員さん方、来ていただけないというふうには思っております。

そういった中で話は進みましたので、当初から体育施設で、自治会の方も出ておりましたので、自治会のほうでも、ぜひ集会施設的な、あるいは高齢者、若い人たちが遊べるような、あるいは集まれるような、そういう施設が欲しいねというような話でございました。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 おそらく委員の中のほうからは、そういった声が上がって、今後進んでいくべきスケジュール感としては、建物の中身といいますか、今もし、今の教育長のほうからお答えありましたけれども、体育施設だけではなくて、コミュニティスペースとか、そういったところも一緒に加味しながら考えられていくのかなといったところだとは思いますが、何でしょう、イメージ図、今何もなければ、当然、話進まないかと思えますけど、ということはいろんな案があるかと思うので、そのイメージ図自体が何プランも出てくるというような考え方ですか。

議 長 教育長。

教 育 長 ある程度、委員さん方のお話の中で、方向性というか、それは、ある程度できました。ですから、それに基づいてつくっていただくようなイメージ図をつくっていただきますので、何案も出るような、そういうことは全く考えてございません。ある程度絞った中で、1案だけでは、なかなか難しいというふうに、私も個人的には思っていますので、1階なのか2階なのかという部分もありますし、駐車場をどの程度というのもありますので。1案、2案とか、その辺のところは出てくるかと思えますけども、それぞれ委員さん方、個々に全部話をして、それで終わったんじゃないかと、ある一定の方向性は、私、前回の1回目のときに出たんじゃないかと、そういう形でまとめて、今

委員さん方に返してございますので、それに基づいて、また委員さん方の意見を吸い上げて、そのイメージ図をつくっていききたいというふうに考えてます。ですから、余り町がこういうイメージですよということになってしまいますと、もう当初から、この施設はこういうものしかできないだろうというような限定されてしまうというのは、やっぱり避けたいという考えの中で、それぞれの委員さん方の意見をまとめていきながら提示していくというような形で考えてございます。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 最後になります。イメージ図をもちろんその町が考えるということではなくて、委員なり第三者の方に外部の方がイメージを出してもらおうということは、まさにそのとおりで賛成だとは思いますが、やはり、これから、今度決定をしていく段階になってくるかと思うんですが、そうなってくると、第2回、第3回、おそらく前回のお答えですと3回程度の会議でという話もありました。余りにも、やはりこの何でしょう、建物の建設に対して、かなり短いスパンの中で決定がなされていくのかなという、スピード感を持つことはいいことですが、ちょっと短いスパンの中で進められていくのかなというところで、少し不安を覚えます。といった意味においては、例えば2回目に提示があったときに、かなり、いろんなところで細かい部分吟味されていくんでしょうけれども、また繰り返しちゃいますけど、変更、何というか、それを見て、やっぱりこれは全然イメージと違うから、もう一回出してくれ、もう一回出してくれといったら、2回、3回じゃ到底おさまらないような気もするんですけど。今までの会議に回数であるとか、今後のスケジュール感含めて、もう一度、改めて御確認をさせていただきたいんですが。

議 長 教育長。

教 育 長 委員会の中で、委員さんの中から3回ですかというような御意見もありました。そういった中で、私は基本的には今、3回で考えています。ただ、3回で全て決定するのではなくて、その間の中で、やりとりをいろいろしながら進めていきますという中で、3回プラスアルファ的な部分もありますので、よく会議の中で、資料を当日渡して、それで意見をもらうという、そういう会議もございますけれども、今回はそういう会議ではなくて、必ず今回、第

1回で、方向性がある程度、大まかな方向性というか、考え方がまとまりましたので、それを一旦返して、そして各種団体の方々から意見を吸い上げてそれをまとめていく。第2回目にやると。そして、それを何回か繰り返すという形の中でやっていきますけども、私のほうからも話をさせていただきます。3回にこだわっているわけではありませんと、必要に応じては4回目、5回目もありますよということは、委員さん方に提示しておりますので、しながいまして、この2回目の委員会の中でどういうふうな方向になるのか、そここのところで、また決まってくるかなというふうに思います。ですから、3回ありきではありませんので、そここのところは、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 田 同 じ 29 ペ ー ジ の 関 連 質 問 な ん で す け れ ど も 、 イ メ ー ジ 図 作 成 と い う 御 説 明 を い た だ け ま し た が 、 今 、 や り と り を 聞 い て い て イ メ ー ジ が 全 然 湧 か な い の で 、 ち ょ っ と 御 質 問 す る ん で す け れ ど も 、 イ メ ー ジ 図 と い う と 、 私 の 中 で は 建 物 の 絵 が あ っ て 、 こ ん な 感 じ に 建 物 が で き る と い う よ う な 図 が 示 さ れ る の か な と 思 う ん で す け れ ど も 、 先 ほ ど か ら お 話 を 聞 い て い る と 、 何 か そ の 辺 が 見 え て こ な い ん で す け ど 、 具 体 的 に は 、 そ の イ メ ー ジ 図 と い う の は ど の よ う な も の が で き 上 る ん で し ょ う か 。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 これもあけてみなければあれなんですけど、今、想定しておりますのが平面図、よくあります1階の平面図でお部屋の配置がある。皆様の御意見をまとめた中で、この施設については2階建てが必要であろうというふうに判断された場合は、その平面図が1階の平面図、2階の平面図というものがありまして、それで、取りまとめた意見の中で、ある程度、その形、そういったものまでイメージできるような御意見がまとまっていれば、ある程度、外から見た立面図的なものも出そうかというふうに考えております。

これにつきましては、外からの外見も、果たして、PC建ての真四角の施設なのか、または木造を生かした施設なのか、ここら辺は、まだこれからの話になりますが、委員の皆様が本当にイメージしやすいようなものを書いていただこうというふうに考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、まだ2回、3回委員会があると思うんですけれども、2回
目の委員会には、このイメージ図は提示されないということですか、皆さんの
御意見をお伺いしてからイメージ図をつくるということですか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 すみません、話が短くて。ある程度1回目で少し、方向性というのは少し
見えてきたんですね。ちょっと教育長も先ほど申し上げましたとおり、せい
ぜい2階建てまででしょうと、または格技室的な柔道ができたりとか、そう
いったものも必要でしょうと、そういった意見もいろいろ頂戴してございま
す。プラス会議室だとか、コミュニティ的なもの、それが軒でできるような
お部屋があれば、一番外装的に小さな部屋で済むのかと思うんですけど、こ
こら辺は、やはり技術屋さん、設計のほうの専門家を交えて、どのような絵
にさせていただくかについては、とにかくまとめたものを1回業者さんに投げ
ますので、そこでどのようにまとめていただけるかというのを待つところで
ございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、大体町側のほうは、ある程度イメージができていて、それ
を業者さんに投げかけて、イメージ図ができ上がるというようなイメージでは
ないかと思うんですけれども、そうしますと、その中でも子どもたちが遊べ
るような施設だとか、人が集まれるようなコミュニティみたいなものも持た
せたほうがいいのではないかというような御意見が出たというようなお話で
したので、体育施設といえども、地域の方たちの集まれるようなコミュニ
ティの施設にするという感覚でいいわけですね。

そうしますと、この審議会、この委員会の中には地域の方も入っていらっ
しゃると言われますけれども、連合自治会長さんですよ。連合自治会長さ
んだけど、その全体の代表者とは、なかなか言えないと思うので、もし地
域のコミュニティ施設の機能を持たせるのであれば、周辺の地域の方たちの
御意見もぜひ巻き込んで、聞く必要があるのではないかと思うんですね。こ
の委員会3回、4回、5回あるかわかりませんが、この委員会で決定す
るのではなくて、委員会からお話を聞いて、ある程度具体的なイメージがで

きたらば、それを町民の皆さんに投げかけて、パブリックコメント今、どこでもとりますよね。パブコメをとるとか、アンケートをとるとか、ぜひ町民の皆さんの御意見を聞いていただきたいと思うんですけども、その辺は、積極的にやっていただけるのでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 今現在ですが、今回、委員会が議会、体育協会、連合自治会、スポーツ関係団体、保護者関係団体、スポーツ推進委員、それから町行政と、こういうメンバーから選出させていただいて、10名で組織しました。連合自治会の方も入っていますけども、この方は、連合自治会だけで考えるんじゃなくて、地域の自治会も巻き込んで意見を聞くということをお願いをしております。ですから、あくまで代表の方という形で来ていただいていますので、今回、方向性がある程度まとまったということで話をさせていただきました。それを各自治会の会長さんにも、会長さん等ですね。役員の方にも、こういうふうに今考えているよということで意見をもらうということで考えてございますので。この区分というか代表者の方だけで考えるという考えではございません。

ですから、若い人たちからの御意見もというような、以前、話もありました。ですから、保護者会の幼稚園、保育園、こども園の保護者会の方がいますので、その方だけの意見ではなくて、いろんな団体のほうに投げかけてつくっていくというような形です。

ただ、検討委員会で全て決めるという考えではございません。ですから、これはあくまでもたたき台という形の中でつくっていききたいというふうに考えています。これは最終決定という考えはしてございませんので、ですからパブリックコメントも行いますし、いろんな形でこういった多くの方々の意見をもらって、ある程度の方向性というか、イメージもできて施設もできた段階で、最終的には町長の判断、そして議会にも提案していくというような形で、最終決定をしていくという考えではございます。

議 長 ほかにございませんか。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

最初、教育長が1億か2億か3億かなんておっしゃいましたけれども、財源充当計画とか、そういうものは、じゃあ何も余り考えていないみたいな御発言でしたんですが、公共施設とか、これは公共施設だと思っておりますので、総合管理計画とか、また公共施設、ここに17ページもございますが、整備基金とか、積み立てているとか、そういう、もちろん、もろもろの準備をされているのではないのでしょうか。全然考えていないという御答弁がちょっとあれと思いましたので伺います。

議 長

副町長。

副 町 長

この施設なんですけれども、まず管理計画をつくって、何々をつくって、何々をつくるという、その具体的なものではなくて、まず、総合計画の中で位置づけた。それから生涯スポーツ推進プランの中に位置づけていたと、そういうものをつくった中で、これから、その大きさとか規模とかが決まった中で、その財源とかその辺も計画的に決めていくという流れになっていますので。それこそ先に金額を決めちゃうとか何々しちゃうという、果たして、それは何のための委員会なのかということになりますので、それは全部白紙の中で、皆さんの今、先ほど教育長が申しあげました各種いろんな団体の代表の方、いろいろ御意見いただきました。もちろん、町議会の代表の方からも、一度持ち帰っていただいて、議会からも御意見をいただきます。そういうふうな形の中で、今後決めていったときに、それから資金計画、それから、そういうものができてくるんだというふうに認識していますので、御理解いただけたらと思います。

議 長

瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸

行政のやり方と民間の考え方とは違うのかもしれませんが、1億、2億といっても、仮に、やはり自主財源というものもあるんだろうし、今後の積み立てていくとか、いろいろございますので、そういうところの、全然考えていません。町民からイメージだけもらいますって、それでいいんでしょうかねという疑問がすごくあるので、こういう皆さん質問されているんだと思うんですが、もうちょっと急激的というか、説明が欲しいなということでございます。後でおっしゃいますけれど、やっぱり、そうではないと思います。ちゃんときちんとなって計画立てたお金を、これなら、

いいなということは、それから補助金をもらうなりなんなりされるのか、どっちがあれだかわかりませんが、そこら辺の説明をちょっとしてほしいということです。

議 長 副町長。

副 町 長 確かに、言葉がちょっと足りなくて申しわけなかったんですが、例えばスポーツの施設、それからコミュニティの施設、防災関係の施設だと、例えばスポーツ関係だと、サッカーくじというのがありましたね。ああいうもので何千万かもらえる可能性がある。それから防災などの施設だと、また、ほかから補助金をいただける可能性がある。コミュニティだと、またそのほうがあるという形で、全体のところの調整はしておりますけれども、何のために使うのか、そして何がいくらなのかというのは、まだ今の段階では決めてはいけない。まだ、例えば今議会の中で、最初から結論ありきなのかということじゃないんです。施設はつくりたいんですけれども、やはり、その規模によって、いろんな面のものが違ってきます。その辺のところを視野に入れた中で、しっかりと町としては取り組んでいくというような形の中で、まるっきし、すみません、私の言葉が足りなかったんですが、白紙の中でやっているということじゃなくて、こういう施設だったらこういうものが使える、こういう補助金ができる。場合によっちゃこういう起債、借入金等も充当できるという形が、かなりいろんな面でできてきますので、複合的に考えてどうなのかという形が考えられますので、その辺も今段階ではっきり何のためにやるから何の補助金ができる、何のものができる、総額いくらのものでどういものをつくるかというのは、今の段階では、まだ決まっていないというのが、それは白紙だということでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 すみません。それでは、そもそも、ここ検討委員会などをなさしまして、アンケートなんかも、五次総合計画の中では、結構上のほうに来る体育施設のものなんですけど、どういう方たちが、本当にあそこに建ててほしいよと思っているのかの把握はどういうふうにされていますでしょうか。

議 長 生涯学習課長。

生 涯 学 習 課 長 すみません。詳しい数字は今手元にはございませんが、生涯学習スポーツ推

進プランを改定する際に行いましたアンケート調査におきましては、山北体育館の建てかえが必要だという意見が、ちょうど5割ということで、数字はつかんでございます。それ以外の細かいところは、ちょっとまた後ほど必要であれば、提示をさせていただきます。

議 長 今4回目ですので、これを最後をお願いいたします。

1 番 瀬 戸 今答弁にありましたように、建てかえてほしいということは5割ということは、建てかえなくていい方も5割いるんじゃないかなという、そういう懸念がありますので、私たち、パブコメとか、アンケートとかとってほしいなという思いを持っているというところです。

議 長 副町長。

副 町 長 施設というのは、もう建てなくていいという御意見もいろいろあろうかと思えます。瀬戸議員のおっしゃるように。例えば、過去に幼稚園をやったときに、建てなくていいという意見がかなりありました。それから建てたいという意見もありました。ですけれども、これは町として、これはやっていきたい、建てたいんだというのを、町長の考え方で議会に諮らせていただきました。この山北体育館というのは老朽化によって取り壊さなきゃいけないと。これは、皆さんも危ないから取り壊さなきゃいけないと。その後どうなのかということで、もちろん、議員の言われるように、いろいろ意見は聞きますけれども、町の姿勢として、やはり何かつくりたいということはありません。それは提案の考え方でございますので、まるっきしそうではなくて、いろんな面で、町の姿勢というものを入れた中で考えていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 瀬戸顯弘議員。

6 番 瀬 戸 今の関連になるかと思えますけれども、今言われるように、確かに、建物あるいは町の施設については、最初にありきじゃなくて、いろいろ考えの中から、これは建てるべき、これは建てないべき、じゃあ町民のアンケートとって、こうしようということで、従前どおりは進めてきていると思います。ただ、問題はこの体育館の問題については、一番最初、町民は、やはりあの体育館は老朽化している。これは何とかしないといけない、建てかえるべきだということはある。問題はそこから先がひとり歩きして、その後、す

ぐ体育施設だと、あるいは木造だ、いろんな格好のそういう話がひとり歩きしてしまっている。進行している。その後をこうした計画が追っかけているわけです。だから、後先、逆の問題になっているわけですから、今この問題については。だから、やはり町民としては、この後先をもとに戻してほしいなということの考えもまだ持っておられる人もいます。いや、もっと進めるべきだという人、それがちょうど50%、50%だろうという状況だろうと思うんです。ですから、まだ、後残り半分の方は、やはり体育館施設は欲しい。でも、今の状況を考えたら、やっぱりちょっとまだ時期尚早じゃないかという考えを持っておられる方も、半分いるわけだから。その半分の人を、やはり賛成の人に持っていくためにも、町としては、もっともっと町民の声を聞いて、仮に心の内では建てていくんだという方向があったとしても、やはり町民の意見をもう少しやはり懇切丁寧に聞いていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけど、いかがですか。

議 長
教 育 長

教育長。

今議員さん言われたとおり、余りにも先行し過ぎちゃって、いくことは、やっぱり考えなきゃいけないというふうに思います。したがって、パブコメだけじゃなくて、この辺の検討委員会の経緯というんですか、なぜ、こういうのは立ち上げて、こう今進めてますよというのは、やっぱり丁寧に町民の方々にもお知らせしていく、周知していく、こんなところも必要じゃないかなというふうに思いますので、そのところは、やっぱり丁寧に説明しながら進めていきたいと。

ですから、先ほど委員会も3回なのかと。そうじゃなくて、やっぱり必要に応じて進めていきますよという答弁させていただきましたけど、そのところ、回数を重ねることだけでなく、委員会だけで話し合っただけじゃなくて、広く町民の方々にもいろんな意見を吸い上げ、あるいは、こちらから発信していく、そういうところを考えながら進めていきたいというふうに考えてございます。

議 長
6 番 瀬 戸

瀬戸顯弘議員。

ここで、せっかくイメージ図ができるわけですから、このイメージ図をもとにして、ぜひ町民との対話を進めていっていただきたいというふうに思い

ます。

以上です。

議 長 答弁はよろしいですか。

6 番 瀬 戸 答弁をお願いします。もう一度。

議 長 教育長。

教 育 長 今議員おっしゃられたとおり、そのところは、やっぱり丁寧に、2回目で、ある程度のイメージもできますので、そういったものを提示しながら、いわゆる賛成の方もいれば、反対の方もいるのは、当然だというふうに思いますので、そういった方々に聞く耳を持ちながら、いろんな形で進めていきたい。せっかくつくるんですから、やっぱりよりよいものをつくっていきたいというふうに考えてございますので、幅広く意見を伺いながら進めていきたいというふうに考えてございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

4 番、熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 25ページの都市公園費の中の都市公園改修工事で、先ほど説明の中では、テニスコートと花壇というお話でしたが、テニスコート2面あると思うんですが、これは2面全部を人工芝にというお話で、そういう理解でよろしいのでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 テニスコートの修繕につきまして、かなりの費用がかかりますので、今回、計上させていただいておりますのは、東側コートを全面的に補修する形でございます。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 それでは、東側のコートをということになるんですが、このテニスコートは使用料もいただきながら貸し出しをされていると思いますので、この工事期間はどれぐらいを見込んでいらっしゃるんですか。

議 長 都市整備課長。

都 市 整 備 課 長 一応、10月の早い段階にできればなと思っております。

議 長 熊澤友子議員。

4 番 熊 澤 ぜひ、今までもちょっと調子が悪くて大分休んでいて、町民からもいろん

な声いただいてましたので、ぜひ使用しやすいテニスコートにさせていただければと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方は。

堀口恵一議員。

11番 堀 口 11番、堀口です。

29ページ、先ほどの関連質問になりますけれども、イメージ図作成段階ということですから、委託をしまして、それから要望を聞いていくような感じになってしまうのか。ちょっと、先ほど手順が逆じゃないかという話がありましたけれども、そんな感じを受けているんですが、先ほどの話で柔道とかという話がちらっと出てましたが、基本的に何ができる体育施設というのがないとイメージ図を作成するにしても、イメージが出てこないんじゃないかと思うんですね。こういうことをやる施設だから、こういう形になるというイメージが出てくるんですけれども、最初から先にイメージ図をつくる とすると、丸投げに近い形に見えてしまうんで、できましたら、とりあえず先ほど、柔道というのがちらっと出ましたんで、ほかにも、何か一応こんなものと想定されている種目が具体的にありましたら、その種目をお聞かせ願いたいんですが。今現段階で出ている話ということで、よろしいですか。これがいいとか、どうということではなくて、出ている話ということでお聞かせ願いましたら。お願いいたします。

議 長 教育長。

教 育 長 議員さん方からいろいろ御意見をいただいて、今方向性がまとまっているというような話をさせていただきました。今回、委員さん方に提示するのは、やはり例えばバレーボールやバスケットボールのように天井の高い球技ができるような、そういう施設は難しいでしょうということは、共通認識してございます。

あと、体育施設と武道施設が併用できるような、そういうものでいいんじゃないかということ。あるいは、先ほどちょっと話をさせていただきましたけれども、子どもがボール遊びができるような施設。ですから、体育施設がボール遊びができるというような施設になろうかというふうに思います。

それから、集会室的なものということで、何の種目がというような種目限定ではなくて、ある程度の大まかなもので、今のところ、委員さん方のお話に中では共通認識しているというような状況でございます。

ですから、何の部屋ができるというようなことでの限定的なものではなくて大まかな、いわゆる子どもが遊べるボールが壁にぶつけられるようなそういう施設だとか、あるいは武道もできるということで、畳が必要だねとか、あるいは併用でいいんじゃないかとかいうような、そういうイメージで、今捉えているというような状況です。

議 長 堀口恵一議員。

11番 堀 口 今のところ、ぱっとイメージが出てくるのは武道ということで、子どももボール遊びができる。それで、ちょっとイメージすると、今までの体育館とは、ちょっと違った感じということではよろしいでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 前回の体育館は、それぞれ会議室があり、武道場があり、それから、バレーボールやバスケットボールのような、そういった大きな体育館というような、そういう施設でしたので、今回、考えているイメージとしては、体育館ではなくて、体育施設、体育室のようなイメージというふうに捉えてもらえればいいんじゃないかなというように思っています。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

石田照子議員。

13番 石 田 13番、石田でございます。

21ページの農業振興費74万8,000円について、1点お伺いします。

御説明では、ぐみの木に60メートルほどの30本のオリーブを植栽するというお話でしたけれども、オリーブは、実がなりますけれども、これの収穫や管理についてはどのようになるのでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 オリーブにつきましては、ある程度の種類を植えれば、収穫ができますので、種類とかについては、ちょっとまだこれから考えて、皆さんの御意見があれば、取り入れて考えていきたいとは思っていますけれども、ある程度、年数が、本当は2年生とか3年生のものを考えていたんですけど、1年生のも

のしか、ちょっと手に入りそうもないので、その辺がありますので、品種については、これから、またちょっと考えていきたいと考えております。

議 長 石田照子議員。

13番 石 田 できた実の収穫はどなたがされるんですか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 収穫につきましては、今のところ、まだ考えてはおりません。

議 長 石田照子議員。

13番 石 田 まだ、お考えでなければ、ぜひ私たちが収穫できるようにしていただきたいと思ひます。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 ぜひ、その意見を参考にさせていただきたいと思ひます。

議 長 児玉洋一議員。

9番 児 玉 9番児玉でございます。

実は、私もその部分、関連でちょっと気になっていたんで、質問しようと思っていたんですけど、30本、今回はですね。今後どういった形で、やっぱり、ここの公園をそれこそイメージしていくのか、お考えはありますか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 本来、オリーブは植えるのに1本当たり4メートル真っ角とか、4掛ける5メートル真っ角の広さが必要になります。今回、ちょっと苗木が1年生ということで小さいので、とりあえず、2メートル間隔ぐらいに植えていって、ある程度、成長してきた段階で、間引くような形で整備はしていきたいというふうに、今考えております。

議 長 児玉洋一議員。

9番 児 玉 児玉です。

町政要覧にも出ていました。山北町はオリーブの木で、何とか町起こしをしていこうというような形だと思うので、ぜひ、ぐみの木公園、そのテニスコートの人工芝も張り変わるようすし、いろいろドッグランも整備されたり、見た目がかなりいい印象になってくるかと思うんで、ぜひ、そのオリーブの木を生かしたまちづくり、これから積極的に進めていただければ

など思っています。

以上です。

議長 農林課長。

農林課長 すみません。皆様方からいろいろな意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 瀬戸恵津子議員。

1番 瀬戸 今の21ページなんですけれども、環境保全事業委託費、PCB調査業務委託料、御説明では、旧地域作業所の調査とかございましたけれども、あそこは、町有地だと思いますが、なぜPCBをやるかということと、ほかの場所もあるかということ伺います。

議長 環境課長。

環境課長 それでは答弁させていただきます。

まず、このPCB調査の経緯でございますけれども、平成28年8月1日施行ですけれども、PCB特別措置法が改正されました。PCB特別改正法の改正点は、大きく3つでございます。期限内に処分を規定しております。高濃度PCBにつきましては、令和5年3月まで。低濃度につきましては、令和9年3月までとなっております。また、2つ目の改正点ポイントですけれども、保管の届け出、これは所管します都道府県に保管図書分を届け出すると。3つ目が譲り受け等の禁止ということが大きな改正となっております。

この改正を受けまして、今回、町有施設の該当するPCB含有物の特定をするという必要が発生したので、補正をさせていただいているところでございます。

なお、今この国のほうから、こういった簡易的な判別マニュアルというのがございますけれども、それによりまして、職員によります各部署によります調査をした中で、どうやら該当しそうだという施設が7施設ございます。申し上げますと、共和のもりセンター、それから岸集会所、町営プール、地域作業者と倉庫です。あと、わかば園と世附キャンプ場でございます。

PCB自体は、その電気の絶縁油といいますか、油の中に、要はPCBが入っているというものでございます。環境省のほうのこの毒性でございますけれども、長期に体内に摂取をしてしまうと、これが体内に蓄積するという

ことで、入ったものが出ないということが有害だということで。今現在では、この蛍光灯の安定器とか、そういったものは、上に電気のかさございますけれども、その中にさらに奥に入っているトランスとか、安定器とかというものですので、直接人が触れることがないというものなんですけれども、こういったものが使われているものについては、期限内に一応処分をするということになっていきますので、まずはそういうものがあるのかどうかということで、調査をするということでございます。

議 長 副長長。

副 町 長 すみません。蛍光灯の器具の中にPCBというものが入っている可能性があるということで、これは有害だということで、それは期限を決めて、国のほうから撤去しなさいという法律ができました。その関係で、山北町は、施設にどういうものがあるのかというのを調査するための委託料でございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 ふつうに考えて旧作業所というのは、すごい施設だなと思っておりますので、いよいよ、これをいろいろなことを調査して、解体が始まるのかなと、ちょっと思ったわけでございます。それで質問をさせていただきました。

議 長 副町長。

副 町 長 一概に言えないんですけど、古い建物というのは、器具について、可能性があるので、その辺は十分に注意していきたいというふうに考えています。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 9番、児玉です。

今のPCBの関係で、ちょっと1点だけ確認させていただきたいんですが、PCBがあった場合、あれは、外部処分というのは可能だったんですけど。そこをちょっとすみません、1点。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 答弁させていただきます。

PCBのあった場合でございますけれども、これは高濃度、低濃度それからコンデンサーとか変圧器、物によっても違うんですけども、それぞれ国が定めています処分場がございます。こちらの処分場に出して処分するという

ことになっておりますので、とにかく、あるのかないのかをまずは調査した中で、あった場合にはそういった国の定めるところで適正に処理をするという流れになります。

議 長 児玉洋一議員。

9番 児玉 今ちょっと私が以前企業に勤めていたときに、PCBの回収をやっていたことがあって、そのときは外部処分ができないので、企業の中で、一つの場所に保管場所を設けて、隔離をして、しっかりと管理をなささいというような、ちょっと記憶がよみがえったものでしたから、確認をさせていただいた次第です。国のほうで、そういった定められた処分場があるといったことであれば、山北町の中にどこかでこうまとめて保管をしておくのかなというような認識で少しいたので、その部分がクリアをされているのであれば、結構でございます。

議 長 ほかにございませんか。

瀬戸顯弘議員。

6番 瀬戸 11ページの森林譲与税ですけれども、640万は、今回新しく歳入ということなんです、これは先ほど、支出のところ、林業促進事業の林道新設改良工事に使っていくと、今回はということですが、今後のその森林環境譲与税をどのように使っていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 お答えいたします。

今現在は、どこの市町村さんも森林環境税をどういったものに使うかというのを悩んでいるところでございます。とりあえず、当町におきましては、林道があるんですけれども、その辺の手がなかなか入っていない部分がございますので、その辺を直しながら、今後の使い方には、他の市町村の使い方なども参考にしながら、当町のほうも考えていきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑はございますか。

山田陽子議員。

12番 山田 12番、山田です。

29ページの生涯学習センターの維持管理事業の空調更新工事というのを御説明されましたが、これは老朽化などに伴っての更新なんですか。

議 長
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えさせていただきます。

生涯学習センター、平成5年に竣工いたしまして、壊れたものについては、改修を今までしてまいりました。しかしながら、最近、どんどん壊れる頻度が高くなりましたので、ここで一気に改修というか、交換をさせていただくものでございます。

昨年2階の会議室2部屋、それから、ちょっと階はあれなんですけど、別の部屋、合計3部屋が壊れまして、今年度残りの全ての部屋をかえるものでございます。まだ、かえてないというか、今回手をつけないのが、多目的ホールだとか、視聴覚ホール、あとエントランスなんかの共用部分、そういった大きなところは、ちょっと手はつけられないんですけど、個々の部屋については、全て改修する予定になってございます。

議 長

よろしいですか。ほかにございますか。

堀口恵一議員。

11番 堀 口

11番、堀口です。

19ページ、地方創生事業のところですが、委託料が200万9,000円となっております。こういった形でされているかをお聞きしたかったんですが、委員があり、委託料という形で、ある程度、創生メーンの委員のほうで進めて、資料化を委託するということなんだか、その辺の委託料の内訳が、その内容に踏み込むものなのか、資料化に含まれるものなのか、その辺のちょっと大ざっぱな説明がありましたら、よろしく願いいたします。

議 長
企画政策課長

企画政策課長。

お答えいたします。

地方創生事業の人口ビジョン総合戦略推進事業についてでございますけれども、本来であれば、当初予算の段階で要求すべき予算でございますけれども、当初予算の段階で、総合戦略の次期の総合戦略に対する内容等について、国のほうから、全然、当時示されておられませんでしたので、今回、ここで補正というような形で計上させていただいております。

今年度の6月の半ばに国のほうから次期総合戦略の基本方針が示されたので、それに合わせた中で、町のほうでも第2期の総合戦略を策定してい

くというような形で、補正予算のほうを計上させていただいております。

内容につきましては、当初予算の中では、会議の回数を2回というような形で予算要求をしておったんですけども、2回から、さらに1回分の予算を追加というような形で、委員さんの報酬と委員さんの旅費について、1回分を補正というような形で計上させていただいております。そのため、委託料についてなんですけれども、前回の第1期の総合戦略の策定におきましても、コンサルのほうに委託させていただいてございます。今回、国のほうの基本方針がなかなか示されていなかったということで、コンサルのほうに委託していいものなのか、あるいは町のほうで、自前でできるものなのかというような形で、これまでちょっといろいろ検討しておったんですけども。先ほど、6月に国のほうから基本方針のほうが示されまして、かなり新たな分野、取り組みについても、その基本方針の中に示されておりましたので、コンサルのほうに、最低限の策定支援業務というような形で会議への出席ですとか、あるいは策定にかかる町への助言等を含めた中で、委託料というように形で計上させていただいております。

議 長 副町長。

副 町 長 安倍内閣の目玉事業で、地方創生というのが華々しく出た時期がありました。その内容というのは、各地方ごとに地方自治体ですので、山北町とか、ほかの町とかで考えて、国が本当にいいことだったら、国が100%お金出すからやりなさいということだったんです。ですから、一生懸命我々も考えたし、町長中心に議会にもいろいろと投げかけさせていただきました。

ところが、今、地方創生という言葉、国の中で聞きますでしょうか。国が補助金100%出すと言ったのが、2分の1になり、3分の1になり、あとは、あなたたちお金出さないよと、その補助ですよというふうになってきました。それで、国がなかなか次に方針を出さなかった。ですから、当初予算に計上できなかった。これは期限が決まって、何年計画というのを出しました。ようやく国が出してきたんですけども、それについても、はっきり言ってちょっと非常に疑問な点はあるんですけども、ただ国の方向の中で、これはやれば、補助金はつくという形であれば、町としても、やはりほかの町もそうなんです、全国的にそれをやっていかなきゃいけないと。総合戦略を

つくっていかなくやいけないということでございまして、その辺のところ
御理解いただければと思います。

議 長 堀口恵一議員。

11番 堀 口 要するに委託料の内訳としては、資料化だけでなく、会議参加等で、国の
基本方針なりを盛り込むとか、ある程度アドバイスの形で参加してもら
うという形での委託ということでよろしいでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 委託業務の概要でございますけれども、業務の概要といたしましては、人
口ビジョンの策定の関係で人口等のデータ収集、人口の動向分析、人口推計、
それと、あと人口ビジョンの策定支援というような形を予定しております。

次に、総合戦略の策定の関係でございますけれども、委託業務の内容とし
ては、現行計画の検証の関係、それと、あと役場の内部の各課からの意見聴
取の関係の支援と、あと最終的には、総合戦略の策定の支援というような形
で、成果品のほうの策定を依頼するものでございます。

議 長 ほかにございますか。よろしいですか。

質疑が終わりましたので、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思
いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第47号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお
願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第47号は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は11時15分とさせていただきます。
(午前11時04分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前11時15分)

日程第3、議案第48号、令和元年度山北町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第1号)について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第48号、令和元年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1
号)。

令和元年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

予算の名称。第1条、平成31年度山北町国民健康保険事業特別会計予算の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町国民健康保険事業特別会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,020万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,691万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ3,020万6,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは議案第48号、令和元年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、5款、繰越金について、3,020万6,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、3款、国民健康保険事業納付金から7款の予備費まで歳入と同額の3,020万6,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

4、5ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項2目のその他繰越金につきましては、30年度分の決算額の確定によるもので、3,020万6,000円の増額でございます。

歳出でございますが、3款1項1目の一般被保険者医療給付費分につきましては、納付金額確定によるもので、1,014万3,000円の増額でございます。

3款2項1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、納付金額確定によるもので、40万6,000円の増額でございます。

3款3項1目の介護納付金分につきましては、納付金額確定によるもので102万9,000円の減額でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入等の調整の結果、2,068万6,000円を増額させていただくものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第48号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第48号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第48号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第49号、令和元年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第49号、令和元年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

予算の名称。第1条、平成31年度山北町後期高齢者医療特別会計予算の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町後期高齢者医療特別会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,353万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ307万7,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明をいたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第49号、令和元年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

7、8ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款、繰越金につきましては、307万7,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、2款、後期高齢者医療広域連合納付金から4款の予備費まで、歳入と同額の307万7,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

9、10ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の繰越金につきましては、30年度分の決算額確定によるもので、307万7,000円の増額でございます。

歳出でございますが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、30年度分の納付額の確定に伴う清算金で240万2,000円の増額でございます。3款2項1目の他会計繰出金につきましては、事務費決算額確定によるもので7万4,000円を増額させていただくものでございます。

4款1項1目の予備費につきましては、歳入との調整の結果、60万1,000円を増額させていただくものです。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第49号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第49号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第49号は原案どおり可決されました。
日程第5、議案第50号、令和元年度山北町災害給付見舞事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第50号、令和元年度山北町災害給付見舞事業特別会計補正予算(第1号)。
令和元年度山北町の災害給付見舞事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

予算の名称。第1条、平成31年度山北町災害給付見舞事業特別会計予算の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町災害給付見舞事業特別会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第2条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ275万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ441万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

今回の補正予算につきましては、前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ275万6,000円減額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。
総務防災課長 それでは議案第50号、令和元年度山北町災害給付見舞事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

12、13ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款の繰越金について、275万6,000円の減額を行う

ものでございます。

歳出につきましては、2款の民生費について、歳入と同額の275万6,000円の減額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

14、15ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の繰越金につきましては、30年度分の決算額確定によるもので、275万6,000円の減額でございます。

歳出でございますが、2款1項1目の災害扶助費につきましては、歳入と同額の275万6,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第50号について、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第50号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第50号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第51号、令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第51号、令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。
令和元年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

予算の名称。第1条「平成31年度山北町下水道事業特別会計予算」の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町下水道事業特別会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,604万

3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出、山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ110万4,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
上 下 水 道 課 長

上下水道課長。

それでは、議案第51号、令和元年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

17、18ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金から5款繰越金まで補正額110万4,000円の増額で、歳入合計4億5,604万3,000円でございます。

歳出につきましては、1款の総務費から4款予備費まで歳入と同額でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

19ページ、20ページをお開きください。

歳入でございます。1款1項1目の受益者負担金の補正額は88万5,000円の増額で、補正後の額は168万5,000円でございます。これは、受益者負担金を、当初予算では19名分を3年間の分割で計上していましたが、一括して納付された方が15名と多かったため、これによる増でございます。

5款、繰越金は決算の確定により21万9,000円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。1款総務費、1項下水道総務費、1目一般管理費、8節報償費の前納報奨金が確定したため、3万7,000円を減額するものでございます。

4款予備費につきましては、突発的な修理に対応するため、114万1,000円の増額をするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第51号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第51号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第51号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第52号、令和元年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第52号、令和元年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

予算の名称。第1条、平成31年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第2条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ382万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,126万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出、山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ382万9,000円減額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは議案第52号、令和元年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

22、23ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、6款、繰越金の補正額、382万9,000円の減額で歳入合計6,126万1,000円でございます。

歳出につきましては、2款、予備費で歳入と同額の382万9,000円を減額し、歳出合計は歳入と同額でございます。

続きまして、事項別明細書でございます。

24、25ページをお開きください。

歳入でございます。6款、繰越金は前年度繰越金の決算の確定により、382万9,000円の減額をするものでございます。これは浄化槽の維持管理費につきましては、新設をしたときに県から一括交付されており、平成30年度の事業におきましては、新たに浄化槽の整備がなかったことから、歳入の減となったものでございます。

次に、歳出でございます。2款、予備費につきましては、歳入と同額の382万9,000円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第52号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議がないので、議案第52号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

（全員起立）

議長 起立全員。よって議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第53号、令和元年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）。

日程第9、議案第54号、令和元年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第

1号)及び日程第10、議案第55号、令和元年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)について、一括議題といたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないものと認め、一括議題といたします。
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第53号、令和元年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)。
令和元年度山北町の山北財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

予算の名称。第1条、平成31年度山北町山北財産区特別会計予算の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町山北財産区特別会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,067万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ31万円増額補正するものでございます。

続きまして、議案第54号、令和元年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度山北町の共和財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

予算の名称。第1条、平成31年度山北町共和財産区特別会計予算の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町共和財産区特別会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,427万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出、山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ432万8,000円増額補正するものでございます。

続きまして、議案第55号、令和元年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度山北町の三保財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

予算の名称。第1条、平成31年度山北町三保財産区特別会計予算の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町三保財産区特別会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ909万4,000円とする。

2歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出、山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ44万3,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第53号、令和元年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

27、28ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、2款、繰越金の補正で31万円を増額補正し、補正後の歳入総額を1,067万円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費及び3款予備費で歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。

29、30ページをお開きください。

歳入につきましては、2款繰越金は前年度繰越金の確定により、31万円を増額をするものでございます。

歳出につきましては、1款1項2目財産管理費は4万2,000円増額で、これは財産取得管理等基金積立金で30年度の利息の積み残し分を積み立てるものでございます。

3款予備費は、26万8,000円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第54号、令和元年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

32、33ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款繰越金を432万8,000円増額補正し、補正後の歳入総額を8,427万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費及び3款予備費で歳入と同額を補正するものでございます。

事項別明細書で御説明いたします。

34、35ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入につきましては、3款繰越金を前年度繰越金の確定により432万8,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1款1項2目の財産管理費を403万8,000円増額補正するものです。財産取得管理等基金積立金は、利息の積み残し分を3万7,530円と繰越金の確定により、400万円を積み立てるものでございます。

3款予備費につきましては、29万円を増額補正するものでございます。

説明は以上で終わります。

続きまして、議案第55号、令和元年度山北町の三保財産区特別会計補正予算(第1号)について、御説明します。

37、38ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入につきましては、2款繰越金を44万3,000円増額補正し、補正後の歳入総額を909万4,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費及び3款予備費で歳入と同額を補正するものでございます。

次に、事項別明細書で御説明いたします。

39、40ページをお開きください。

歳入ですが、2款繰越金は前年度繰越金の確定により44万3,000円の増額でございます。

歳出につきましては、1款1項2目、財産管理費は7万2,000円の増額です。財産取得管理等基金積立金は、30年度の利子の積み残し分を基金に積み立てるものでございます。

3款の予備費については、37万1,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第53号、令和元年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議案第53号、令和元年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

（全員起立）

議 長 起立全員。よって議案第53号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第54号、令和元年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第54号、令和元年度山北町共和財産区特別会計補正

予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

（全員起立）

議 長 起立全員。よって議案第54号は原案どおり可決されました。
続きまして、議案第55号、令和元年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議案第55号、令和元年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

（全員起立）

議 長 起立全員。よって議案第55号は原案どおり可決されました。
日程第11、議案第56号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議題といたします。
提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第56号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。
令和元年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

予算の名称。第1条、平成31年度山北町介護保険事業特別会計予算の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町介護保険事業特別会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,458万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億9,192万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ3,458万9,000円増額補正するものでござ

います。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第56号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

42、43ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款の支払基金交付金から8款の繰越金まで、3,458万9,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで歳入と同額の3,458万9,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

46、47ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、30年度分の交付額確定によるもので、114万3,000円の増額でございます。

4款1項2目の地域支援事業交付金につきましては、30年度分の交付額確定によるもので、10万1,000円の増額でございます。

5款2項4目の事業費補助金につきましては、介護保険報酬改定に伴う事務処理システムの改修費にかかる補助金で16万3,000円の増額でございます。

7款1項1目の一般会計繰入金につきましては、1号被保険者保険料負担軽減分と介護保険報酬改定に伴う事務処理システムの改修費の町負担分として、繰り入れるもので、14万6,000円の増額でございます。

7款2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、平成30年度分の返還金に充てるもので、1,786万1,000円の増額でございます。

8款1項1目の繰越金につきましては、30年度分の決算額の確定によるもので、1,517万5,000円の増額でございます。

48、49ページをお開きください。

次に歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、介護保険報酬改定に伴う事務処理システムの改修費を含む情報システム共同事業組合への負担金で、30万6,000円の増額でございます。

3款2項1目の一般介護予防事業につきましては、入札執行残を整理するもので、83万9,000円の減額でございます。

5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、繰越金のうち、支払基金地域支援事業交付金の追加交付などにより、介護保険給付基金へ積み立てるもので、1,588万3,000円の増額でございます。

6款1項3目の国庫支出金返納金につきましては、30年度の介護給付の確定により国庫に返還するものは1,480万6,000円の増額で、地域支援事業費の確定により返還するものは17万5,000円のそれぞれ増額でございます。

50、51ページをお開きください。

6款1項4目の県支出金返納金につきましては、30年度地域支援事業事業費確定により、県に返還するもので9万1,000円の増額でございます。

6款2項1目の一般会計繰出金につきましては、30年度の清算に伴う一般会計への返還金で417万円の増額でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入との調整の結果、3,000円を減額させていただくものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第56号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第56号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第56号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第57号、令和元年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第57号、令和元年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)。
令和元年度山北町の商品券特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると

ころによる。

予算の名称。第1条、平成31年度山北町商品券特別会計予算の名称は、元号が令和に改められたことに伴い、「令和元年度山北町商品券特別会計予算」とする。

歳入歳出予算の補正。第2条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ816万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ63万7,000円減額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
商 工 観 光 課 長

商工観光課長。

それでは、議案第57号、令和元年度山北町商品券特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

53、54ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

2款、繰越金につきましては、補正額63万7,000円の減額でございます。

次に、歳出でございます。

2款、予備費の補正額につきましては、歳入合計と同額を減額するものでございます。

続いて、事項別明細書でございます。55、56ページをお開きください。

2、歳入。2款1項1目の繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したため、補正額63万7,000円の減で計上させていただいております。

次に、歳出。2款1項1目の予備費につきましては、歳入と同額の63万7,000円の減で計上をさせていただいております。

以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第57号について質疑に入ります。質疑の方

はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第57号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第57号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。

なお、午後1時より決算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関前にお集まりください。

以上です。

(午前11時57分)